

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年6月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2300216 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2400006 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 7 月

請求期間について、A 社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、標準賞与額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要となる。

しかしながら、請求者が所持する平成 19 年分給与所得の源泉徴収票及び平成 20 年度市民税・県民税課税明細から判断すると、請求者は、平成 19 年中に A 社から賞与の支払を受けていたことはうかがえるものの、当該資料のほかに、請求期間当時の関連資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額のいずれについても確認又は推認することはできない。

また、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成 23 年に解散しており、代表清算人であった者は、請求期間当時の資料の所在は不明である旨回答している上、当該事業所の事業を引き継いだ B 社は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、平成 19 年 4 月に、当該事業所に同期入社したとする同僚の名前を挙げているものの、オンライン記録によると、当該同僚は、請求者と同じく、請求期間に係る標準賞与額の記録がない上、当該同僚からは、請求者の請求内容について確認できる関連資料や陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。